

# ○群馬県地域警察の運営に関する訓令

平成5年3月18日

本部訓令甲第6号

〔沿革〕

平成6年3月本部訓令甲第7号、7年3月第4号、9年3月第8号、10年2月第2号、11年3月第8号、12年1月第1号、3月第7号、13年3月第2号、14年3月第6号、15年3月第3号、16年3月第8号、18年3月第5号、19年5月第6号、11月第20号、20年3月第3号、21年3月第8号、22年3月第1号、23年2月第2号、24年3月第3号、7月第7号、25年1月第1号、27年3月第5号、7月第9号、28年3月第3号、第7号改正

群馬県地域警察の運営に関する訓令を次のように定める。

## 群馬県地域警察の運営に関する訓令

群馬県地域警察の運営に関する訓令（平成元年群馬県警察本部訓令甲第15号）の全部を改正する。

目次

### 第1章 総則

第1節 運営の基本（第1条—第16条）

第2節 活動の基準（第17条—第30条）

第3節 警察署地域警察官の職務等（第31条—第34条）

第4節 警察署地域幹部の職務（第35条—第38条）

### 第2章 地域警察活動

第1節 交番・駐在所等の活動（第39条—第47条）

第2節 無線自動車の活動（第48条—第53条）

第3節 削除

### 第3章 補則（第58条—第60条）

附則

#### 第1章 総則

##### 第1節 運営の基本

（趣旨）

**第1条** この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、群馬県警察における地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この訓令における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 地域警察官 規則第2条に定める任務を遂行するため、第3条に定める活動単位において活動する警察官及び警察本部又は警察署において地域警察に関する企画、統計等の地域警察事務に従事する警察官並びに主としてこれらの警察官に対し指揮監督及び指導教養に当たる警察官をいう。
- (2) 地域警察幹部（以下「地域幹部」という。） 地域警察官のうち、巡査部長以上の階級にある者をいう。
- (3) 所管区 警察署の管轄区域を交番、駐在所及び警察署所在地（以下「交番等」という。）ごとに分けて定めた区域をいう。
- (4) 受持区 所管区ごとに巡回連絡を実施する担当区域をいう。  
（活動単位）

**第3条** 地域警察の組織を構成する活動単位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交番（臨時交番及び臨時警備派出所を含む。以下「交番」という。）
- (2) 駐在所
- (3) 警察署所在地（以下「署所在地」という。）
- (4) 警邏〔ら〕用無線自動車（以下「無線自動車」という。）  
（運用の基本）

**第4条** 地域警察は、地域住民の要望にこたえる活動を行うとともに常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行うため、活動単位の機能を最大限に発揮し、相互の有機的な連携の下に総合的な運用を図り、地域に密着したものとして運用するものとする。

（通常基本勤務）

**第5条** 地域警察官は、次に掲げる勤務種別ごとの勤務方法により行う地域警察勤務（以下「通常基本勤務」という。）を通じて、規則第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。

勤務種別	勤務方法
交番勤務	立番 見張 在所 警邏〔ら〕 巡回連絡
駐在所勤務	立番 在所 警邏〔ら〕 巡回連絡
署所在地勤務	立番 在所 警邏〔ら〕 巡回連絡
無線自動車勤務	機動警邏〔ら〕 待機

2 警察署長（以下「署長」という。）は、悪天候時等においては、交番勤務員の立番を見張又は在所に、駐在所勤務員の立番を在所に替えることができる。

3 署長は、交番等の勤務において、所管区及び受持区の面積、人家の分布状況等によ

り警邏〔ら〕と巡回連絡を併せて行うことが適当と認めるときは、警邏〔ら〕・巡回連絡を勤務方法として定めることができる。

(特別勤務)

**第6条** 地域警察官は、地域警察の任務を達成するため、通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動（以下「特別勤務」という。）を行う必要があるときは、次の各号に掲げる特別勤務に従事するものとする。

- (1) 緊急配備等のための活動を行うこと。
- (2) 事件・事故等が発生した場合において、現場臨場、捜索救助、被疑者同行その他当該事案処理のための活動を行うこと。
- (3) 所管区等における特別の治安情勢に応じ必要と認められる場合は、通常基本勤務によらずに、犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。
- (4) 雑踏警備、現金輸送等に伴う警戒警備の要員として活動を行うこと。
- (5) 所管区又は受持区において、市民の行う地域安全諸活動への支援若しくは協力をを行い、又は市民と共同でこれらの活動を行うこと。

その他、地域警察官が地域警察の任務を達成するため、通常基本勤務によらずに必要と認める特別な活動を行うこと。

(転用勤務の制限)

**第7条** 署長は、警察の総合的かつ効率的な運営の観点から判断し、真に必要やむを得ない場合のほか、地域警察官を通常基本勤務及び特別勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

- 2 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させる場合は、当該転用勤務により地域警察体制に著しい支障が生じることのないよう、転用勤務の必要性と地域警察体制に生じる支障の程度とを十分に検討して慎重に判断しなければならない。

(転用勤務に従事させる場合の承認)

**第8条** 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させる場合は、転用勤務承認簿（別記様式第1）に記載して命じるものとする。ただし、1日未満の転用勤務に従事させる場合は、転用勤務承認簿への記載を省略することができる。

- 2 署長は、地域警察官を15日以上継続して転用勤務に従事させる場合は、長期転用勤務承認願（別記様式第2）により、あらかじめ地域部地域課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。この場合において、地域部地域課長は、当該地域警察官の勤務制を変更する必要があるときは、警務部警務課長及び警務部長の合議を受けるものとする。

(事件等の処理範囲等)

**第9条** 規則第3条に定める事件等の初動的な措置範囲の基準は、別表のとおりとする。

2 署長は、地域の実情等により前項の基準によりがたい特別な理由のある場合は、あらかじめ本部長の承認を受け、別に定めることができる。

(勤務制)

**第10条** 活動単位ごとの勤務制は、次に掲げるとおりとする。ただし、署長は、特に必要と認める場合で、かつ、長期にわたるときは、本部長の承認を受けて変更することができる。

- (1) 交番は、交替制、駐在制又は日勤制とする。
- (2) 駐在所は、駐在制又は日勤制とする。
- (3) 署所在地は、交替制又は日勤制とする。
- (4) 無線自動車は、交替制とする。

2 前項に定める地域警察官の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 交替制勤務は、群馬県警察の服務に関する訓令（平成 11 年群馬県警察本部訓令 甲第 6 号。以下「服務訓令」という。）第 19 条第 3 号に規定する勤務をいい、三交替又は四交替とする。
- (2) 駐在制勤務は、駐在所又は定められた施設に居住し、服務訓令第 19 条第 2 号の毎日勤務でおおむね昼間に活動する勤務をいう。
- (3) 日勤制勤務は、服務訓令第 19 条第 1 号及び第 2 号の通常勤務及び毎日勤務をいう。

(班別編成)

**第11条** 交替制の地域警察官は、当務ごとの班別編成により運用するものとする。

(制服勤務の特例)

**第12条** 地域警察官は、地域警察活動を効果的に推進するため特に必要があるときは、署長の承認を受けて私服により勤務することができる。

(交番等の表示)

**第13条** 交番及び駐在所の表示は、次のとおりとする。

- (1) 交番 ○○警察署○○交番
- (2) 駐在所 ○○警察署○○駐在所

2 警邏〔ら〕用無線自動車の車体の表示は、次のとおりとする。

- (1) 塗装は、上部を白色とし、下部を黒色とする。
- (2) 表示する文字は、「群馬県警察」とする。

(警邏〔ら〕要点の指定)

**第14条** 署長は、所管区における犯罪の予防検挙、交通指導取締り、市民の要望等の観点から、特に警戒を要すると認められる地点、地域及び区間を警邏〔ら〕要点として定めるものとする。

(警邏〔ら〕箱)

**第15条** 署長は、警邏〔ら〕要点の適当な場所に警邏〔ら〕箱を設け、警邏〔ら〕表を配置するものとする。

(警察官立寄所の指定)

**第16条** 署長は、地域警察官が地域に溶け込み、地域社会の実態に即した地域警察活動を行う拠点として、警察官立寄所(以下「立寄所」という。)を指定することができる。この場合において、警察運営上の障害の有無を十分に考慮しなければならない。

## 第2節 活動の基準

**第17条** 削除

(勤務時間の割振り)

**第18条** 地域警察官の勤務時間の割振りは、服務訓令第20条の規定によるほか、当番は15時間30分、日勤は7時間45分とする。

2 署長が指定する地域警察官は、1週につき4時間の夜警邏〔ら〕(日没から日出までの時間帯に行う警邏〔ら〕)を行うものとする。

(勤務の開始及び終了時刻)

**第19条** 地域警察官の勤務の開始及び終了時刻は、署長が管内の実態及び勤務の内容を考慮して、次表の中から選択をして定めるものとする。ただし、署長が次表によりがたいと認める場合は、この限りでない。

勤務日別		勤務開始時刻		勤務終了時刻	
当番	A	午前	8時30分	翌日午前	8時30分
	B	午前	9時00分	翌日午前	9時00分
	C	午前	9時30分	翌日午前	9時30分
日勤	A	午前	7時30分	午後	4時15分
	B	午前	8時30分	午後	5時15分
	C	午前	9時30分	午後	6時15分
	D	午前	10時30分	午後	7時15分
	E	午後	1時00分	午後	9時45分

2 休憩時間は、当番日は8時間30分、日勤日は1時間とする。

(週休日の割振り)

**第20条** 署長は、地域警察官に対して、服務訓令第20条の規定により週休日を割り振るものとする。

(勤務方法別の勤務時間の基準)

**第21条** 地域警察官の勤務方法別の勤務時間の基準は、次のとおりとする。

(1) 交番所長の勤務時間の基準

勤務別	勤務方法別の勤務時間の基準	
当番	立番	2時間～3時間
	在所	3時間～4時間
	警邏〔ら〕	6時間～8時間
	巡回連絡	2時間～4時間
日勤	立番	1時間～2時間
	在所	1時間～2時間
	警邏〔ら〕	3時間～4時間
	巡回連絡	2時間～3時間

(2) 交番所長以外の勤務員の勤務時間の基準

区分		勤務方法別の勤務時間の基準
活動単位別	勤務別	
交番	当番	立番 3 時間～4時間
		在所 2 時間～3時間
		警邏〔ら〕 6 時間～8時間
		巡回連絡 3 時間～4時間
	日勤	立番 1 時間～2時間
		在所 1時間
		警邏〔ら〕 3 時間～4時間
		巡回連絡 2 時間～3時間
駐在所	日勤	立番 1 時間～2時間
		在所 1

		時間～2時間	
		警邏〔ら〕	2
		時間～4時間	
		巡回連絡	2
		時間～3時間	
署所在地	当番	立番	2
		時間～3時間	
		在所	2
		時間～6時間	
	日勤	警邏〔ら〕	6
		時間～9時間	
		巡回連絡	3
		時間～4時間	
日勤	立番	1	
	時間～2時間		
	在所	1	
	時間～2時間		
日勤	警邏〔ら〕	3	
	時間～5時間		
	巡回連絡	2	
	時間～4時間		
無線自動車	当番	機動警邏〔ら〕	10
		時間～12時間	
	日勤	待機	4
		時間～6時間	
		機動警邏〔ら〕	6
		時間～7時間	
待機	1		
時間～2時間			

(勤務基準)

**第22条** 署長は、前条の規定に基づいて勤務時間の割振り（以下「勤務基準」という。）を定めるものとする。

(勤務基準策定上の留意事項)

**第23条** 署長は、勤務基準を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 交番相談員の配置されている交番において交番勤務員を交番相談員の勤務日に勤務させる場合は、可能な限り、第 21 条に規定する勤務方法別の勤務時間の基準のうち在所時間を下限に、警邏〔ら〕の時間を上限に設定すること。
  - (2) 立番及び第 45 条第 2 号イに規定する街頭監視は、原則として、最も効果の高いと認められる午前 7 時 30 分から同 8 時 30 分の間及び午後 5 時から同 6 時の間に割り振ること。
  - (3) 無線自動車勤務員については、前号に規定する時間帯は機動警邏〔ら〕に割り振ること。
  - (4) 巡回連絡を昼間の時間帯に割り振ること。
  - (5) 管内の警戒力、特に夜間における警戒力の間隙〔げき〕を生じさせないようにすること。
- 2 署長は、勤務基準を定めるに当たっては、活動単位ごとの勤務員の意見を適切に反映させ、個別の所管区の実態に即したものとするように努めなければならない。
  - 3 署長は、交番及び駐在所の所管区ごとの実情により、季節ごとに定めることが適当と認めるときは、季節ごとに数種類の勤務基準を策定するものとする。
  - 4 署長は、所管区等の状況の変化に対応するため、必要により勤務基準を見直さなければならない。
  - 5 署長は、勤務基準を定め、又は変更したときは、その内容を本部長に報告するものとする。

(勤務変更)

**第24条** 署長は、規則第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定による勤務変更を適切かつ弾力的に行うものとする。

- 2 署長は、地域警察官を相当時間特別勤務に従事させる場合は、これに伴う通常基本勤務の削減により生じる地域警察活動への影響を最小限にするように配慮しなければならない。
- 3 地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては効果的な地域活動ができないと認めるときは、その旨を直属の地域幹部に申し出て、当該地域幹部から規則第 11 条第 3 項の勤務変更の指示を受けるものとする。この場合において、警察署（以下「本署」という。）以外の勤務場所に配置された地域幹部が勤務変更の指示を行ったときは、当該地域幹部は本署の直属の地域幹部にその旨を報告するものとする。
- 4 規則第 11 条第 4 項の規定により、地域警察官が勤務変更を行ったときは、当該地域警察官は、必要な措置をとった後、その経過を直属の地域幹部に速やかに報告するものとする。この場合において、本署以外の勤務場所に配置された地域幹部が報告を受けたときは、その旨を本署の直属の地域幹部に報告するものとする。

(月間活動計画)

**第25条** 署長は、地域警察活動を計画的に行うため、次の事項を内容とする月間活動計画（別記様式第3から別記様式第5まで）を定め、前月の25日までに地域警察官に指示しなければならない。

(1) 月間内において行う活動の重点及び行事計画

(2) 月間内における勤務日及び週休日の指定並びに日ごとの実働人員

2 署長は、前項の指示を行う場合において、所管区活動に必要な事件・事故等の多発地点（区域）、時間帯及び態様を「所管区別事件・事故発生状況表」（別記様式第6）により示さなければならない。

3 署長は、第1項の月間活動計画を本部長に報告するものとする。

（勤務日誌）

**第26条** 地域警察官は、勤務日の活動状況を勤務日誌（別記様式第7）に記載し、勤務終了後、その都度、署長に報告しなければならない。ただし、署長が報告日を特に定めたものについてはこの限りでない。

（活動記録）

**第27条** 地域警察官は、活動の結果を別に定める活動記録表に記載し、翌月3日までに署長に報告しなければならない。

（会議）

**第28条** 署長は、毎月1回以上幹部会議を開き、地域警察活動の重点、月間活動計画その他地域警察運営上必要な事項について協議するとともに、地域警察官に対する指揮監督及び指導教養の整合性並びに他部門との連絡調整を行うものとする。

2 署長は、地域警察活動の効率的運営を図るため、交番所長会議、班長会議、駐在所長会議及び車長会議又はこれらによる合同会議を随時開催し、活動の検討、情報交換等を行うものとする。

（勤務交代）

**第29条** 交替制勤務の地域警察官は、原則として、配置に係る交番等において、前日の勤務員と当日の勤務員とが面接し、引き続き警察措置を必要とする事案、未処理事件、住民からの要望、幹部の指示等引継ぎを要する事項について確実に引継ぎの上、勤務交代するものとする。

（交代時等における点検、訓示等）

**第30条** 署長は、自ら又は地域課長、地域課課長代理、第33条に規定する総務係長若しくは第34条に規定する交番所長、交番係長若しくは無線自動車係長に命じて、交替制勤務の地域警察官については毎交代時、その他の地域警察官についてはおおむね月1回以上、それぞれ点検、訓示及び指示を行い、その徹底を図るとともに、必要な教養及び訓練を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、地域幹部以外の幹部に、その所掌する事項について指導教養及び訓練を行わせることができ

る。

- 2 署長は、前条の勤務交代を速やかに行わせるため、毎交代時の点検及び訓練等を重点的かつ簡潔に行わなければならない。
- 3 署長は、第1項の規定により地域警察官を招集する場合には、警察署管内の警戒力に間隙〔げき〕を生じないようにするとともに、必要な交番等に勤務員を配置しておくことにより、来訪する市民への応接が適切に行われるように配慮しなければならない。

### 第3節 警察署地域警察官の職務等

(地域官の職務)

**第31条** 地域官は、地域警察の運営に関する調整及び指導に当たるほか、地域警察官を指揮監督するものとする。

(地域課長の職務)

**第32条** 地域課長は、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域警察の運営に関する企画及び立案
- (2) 地域警察官の配置及び運用
- (3) 地域警察活動に関する連絡及び調整
- (4) 地域警察官の指揮監督及び指導教養

#### 第32条の2 削除

(地域課課長代理の職務)

**第32条の3** 地域課課長代理は、業務指導に関する事務を処理するほか、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域警察の運営に関する企画及び立案
- (2) 地域警察官の運用
- (3) 地域警察活動に関する連絡及び調整
- (4) 地域警察官の指揮監督及び指導教養

(総務係長、総務主任及び総務係員)

**第33条** 署長は、総務係長に警察署地域係長を、総務主任に警察署地域主任を、総務係員に警察署地域係員をもって充てる。

- 2 総務係長、総務主任及び総務係員の勤務制は、毎日勤務とする。
- 3 総務係長及び総務主任は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。
  - (1) 地域警察に関する企画及び立案並びに地域警察官の運用及び勤務の調整
  - (2) 地域警察の庶務、調査、統計等の事務
  - (3) 署通信室の通信指令業務
  - (4) 地域警察官の指揮監督及び指導教養

4 総務係員は、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域警察の庶務、調査、統計等の事務
- (2) 署通信室の通信指令業務  
(活動単位における職務等)

**第34条** 署長は、交番所長、交番係長、駐在所長及び無線自動車係長に警察署地域係長を、交番主任、駐在所主任、署所在地主任及び無線自動車主任に警察署地域主任を、交番勤務員、駐在所勤務員、署所在地勤務員及び無線自動車勤務員に警察署地域係員をもって充てる。

2 交番所長、交番係長、駐在所長及び無線自動車係長並びに交番主任、駐在所主任、署所在地主任及び無線自動車主任は自ら率先して、交番勤務員、駐在所勤務員、署所在地勤務員及び無線自動車勤務員は命を受け、地域警察活動を行うほか、おおむね次表に掲げる職務を行うものとする。

活動単位別	職務
交番所長	1 担当する交番及び監督範囲内の地域警察官の運用及び勤務の調整 2 担当する交番及び監督範囲内の地域警察官に対する指揮監督及び指導教養 3 担当区域内及び監督区域内における事件事故発生時等における初動活動及び現場指揮 4 担当する交番並びに監督範囲内の交番及び駐在所の活動重点の選定及びその推進要領の調整 5 担当する交番並びに監督範囲内の交番及び駐在所の所管区内の関係機関・団体との連絡調整 6 引継ぎ等を行う勤務交替時に間隙〔げき〕を生じさせないため、当務を異にする班長間の引継方法等についての調整 7 管内状況に応じた効率的な所管区活動を推進するための調整 8 拾得物、証拠品、装備資機材等の管理

<p>交番係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当する交番の当務を同一にする班における監督範囲内の地域警察官の運用及び勤務の調整</li> <li>2 担当する交番の当務を同一にする班における監督範囲内の地域警察官に対する指揮監督及び指導教養</li> <li>3 所管区内の事件事故発生時等における初動活動及び現場指揮</li> <li>4 担当する交番の当務を同一にする班の活動重点の選定及びその推進要領の調整</li> <li>5 所管区内の関係機関・団体との連絡調整</li> <li>6 管内状況に応じた効率的な所管区活動を推進するための調整</li> <li>7 拾得物、証拠品、装備資機材等の管理</li> </ol>
<p>駐在所長 駐在所主任</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察の活動重点の適正配分及び実施</li> <li>2 監督範囲内の地域警察官に対する指揮監督及び指導教養</li> <li>3 監督範囲内における事件事故発生時等における初動活動及び現場指揮</li> <li>4 所管区内の関係機関・団体との連絡調整</li> <li>5 拾得物、証拠品、装備資機材等の管理</li> </ol>
<p>無線自動車係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 無線自動車の運用及び勤務の調整</li> <li>2 当務を同一にする班の地域警察官に対する指揮監督及び指導教養</li> <li>3 管轄区域内の事件事故発生時等における初動活動及び現場指揮</li> <li>4 拾得物、証拠品、装備資機材等の管理</li> </ol>
<p>交番主任</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察の活動重点の適正配分及び</li> </ol>

署所在地主任 無線自動車主任	実施 2 当務を同一にする班における監督範囲内の地域警察官に対する応急的運用及び勤務区分の調整並びに実践的な指揮監督及び指導教養 3 管轄区域内又は所管区内の事件事故発生時等における初動活動及び現場指揮 4 拾得物、証拠品、装備資機材等の管理
交番勤務員 駐在所勤務員 署所在地勤務員 無線自動車勤務員	管轄区域内又は所管区内における担当事務の執行

3 本部長は、交番所長に警部をもって充てることができる。この場合における警部の交番所長の職務は、第33条第3項に規定する総務係長の職務及び前項に規定する交番所長の職務の中から署長が指定する。

4 署長は、第2項の規定にかかわらず、交番係長に他の職務を命ずることができる。

#### 第4節 警察署地域幹部の職務

(巡視)

**第35条** 署長は、自ら又は地域幹部に命じて交番等の巡回による指揮監督及び指導教養(以下「巡視」という。)を積極的に行わなければならない。

2 地域幹部は、巡視に当たっては、自ら警邏〔ら〕する心構えをもって、署長の指定した区域及び交番等を巡回し、管内情勢、地域警察官の勤務及び活動の実態を掌握して、これに適合した実践的な指導教養及び実質的な指揮監督を行うように努めなければならない。

3 地域幹部は、巡視結果を巡視日誌(別記様式第10)に記載し、署長に報告しなければならない。

4 署長は、巡視を効果的に行うため、1か月ごとに、あらかじめ巡視計画を定めるものとする。この場合において、巡視計画は、地域幹部の巡視の勤務割りを定めるとともに、指揮監督及び指導教養上の具体的項目、実地に見分すべき事項の重点等を定めるものとする。

5 署長は、巡視計画の実施状況を常に掌握し、巡視が形式的又は表見的なものとならないようにするため、巡視を行う地域幹部の指導に努めなければならない。

(地域幹部以外の幹部の職務)

**第36条** 署長は、積極的に地域幹部以外の幹部を交番等に巡回させ、所掌事務のうち地

域警察活動に必要な事項について実践的な指導教養を行わなければならない。

(当直責任者の職務)

**第37条** 当直責任者は、地域幹部が不在の場合には、地域警察活動について指揮監督を行うものとする。

(活動の評価)

**第38条** 地域警察官の活動の評価に当たっては、地域警察官の行うべき活動の全般について、その努力度、達成度等の評価を行うとともに、潜在実績の評価を適正に行い、客観的かつ総合的な評価に努めなければならない。

2 地域警察官の活動評価の基準等は、別に定めるところによる。

## 第2章 地域警察活動

### 第1節 交番・駐在所等の活動

(受持区)

**第39条** 署長は、所管区ごとに受持区を定め、担当する地域警察官（以下「受持警察官」という。）を指定するものとする。

2 前項の受持区を定める場合は、世帯数、昼夜の人口、面積、行政区画、警察事象等の所管区内の実態を総合的に検討し、受持警察官の負担等の均衡に配慮しなければならない。

(受持責任)

**第40条** 交番等の地域警察官は、所管区について共同して地域警察の任務を遂行する責任を負い、かつ、受持警察官として受持区についての地形、地物、交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件・事故の発生状況等の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該受持区についてその任務を遂行する責任を負うものとする。

(交番所長)

**第41条** 交番の活動を一体として効率的に行わせるため、必要な交番に交番所長（以下「所長」という。）を置くものとする。

(班長の指定)

**第42条** 交番等には、当務ごとに班長を置くものとする。

2 班長には、巡査部長を充てるものとする。ただし、巡査部長の配置のない交番等においては、巡査長又は次の各号に該当する巡査を充てることができる。

- (1) 人格、識見ともに優れている者
- (2) 責任観念が旺盛で積極性に富み、かつ、勤務態度が厳正な者
- (3) 実務経験が豊富で勤務成績が優れている者
- (4) 指導力、統率力がともに優れ、かつ、協調性に富んでいる者

3 班長は、所長を補佐し、自ら率先して地域警察活動を行うほか、おおむね次の各号

に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務を同じくする勤務員（以下「勤務員」という。）に対し、指揮監督及び指導教養を行うこと。ただし、巡査長又は巡査の班長にあつては、指導助言を行うこと。
- (2) 勤務員相互間の融和及び協調を図ること。
- (3) 勤務員の勤務及び事務処理の調整を行うこと。
- (4) 施設、装備資器材、書類等の管理を行うこと。
- (5) 勤務交代時の引継ぎによる間隙〔げき〕を生じさせないため、交番における引継ぎを適切に行うこと。

（駐在所長）

**第43条** 駐在所に、必要により駐在所長を置くものとする。

（指定書の交付）

**第44条** 所長、班長及び駐在所長の指定は、指定書（別記様式第 11 から別記様式第 11 の3まで）を交付して行うものとする。

（交番等の通常基本勤務）

**第45条** 交番等における通常基本勤務は、次の各号に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 立番、見張及び在所

ア 立番は、交番の施設外の出入口付近に立って位置し、広い視野の下で警戒に当たるとともに、諸願届の受理等に当たること。

イ 見張は、交番の施設内の出入口付近で、所外の展望の利く場所に位置し、外に向かって正しく椅子に掛け、外部の警戒に当たるとともに、諸願届の受理等に当たること。

ウ 在所は、交番等の施設内において、諸願届の受理等に当たるとともに、書類の作成・整理並びに装備資器材及び施設の点検整備等を行い、併せて外部に対する警戒に当たること。

エ 来訪し、又は往来する市民に対しては、親切丁寧な応接に努めるとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、不審者に対する職務質問を積極的に行うこと。

オ 無線電話を常に傍受し、事件・事故等の発生、手配、通報等に留意すること。

カ 立番、見張及び在所勤務中にあつても、事件・事故等の発生を知った場合は、地域幹部に報告し、現場に急行すること。

- (2) 警ら

ア 警らは、原則として、徒歩又は自転車によって行うこと。ただし、所管区の面積、地形等の状況、夜間又は警察事象が多発する地域等において、必要と認めるときは、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車によって行うことができる。

イ 警ら中においては、事件、事故、保護等を要する事案等が発生した場合に迅速に対応し、若しくはこれらを防止し、又は異常若しくは不審と認められる事案の発見及び究明に当たるため、交通要点に立って警戒する活動（おおむね、15分以内のものを定点警戒、15分を超えるものを街頭監視という。）を行うこと。

ウ 警らに当たっては、不審者に対する職務質問を積極的に行い、犯罪の予防検挙等に努めるとともに、市民に対する声掛け等を積極的に行い、市民との良好な関係保持に努めること。

エ 警らに当たっては、携帯用無線機を活用して、警察署、交番及び地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）との連絡を密にし、常に連絡体制の保持に努めること。

オ 警らの際、警ら箱設置場所を巡行したときは、警ら表に署名し、又は押印すること。

### (3) 巡回連絡

ア 巡回連絡は、受持区の家、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止等に関する指導・連絡、市民の困りごと、意見、要望等の聴取に当たり、市民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態の掌握に努めること。

イ 巡回連絡は、原則として昼間の時間帯に行うこと。ただし、相手方の都合等により、夜間行う必要がある場合には、署長の承認を受けて行うこと。

ウ 巡回連絡は、受持区内の全戸に対しおおむね年間1回以上行うこと。

エ 訪問した家庭等については、別に定める訪問カードを交付し、巡回連絡に対する理解を求めるとともに、以後の協力を依頼すること。

(臨時交番等)

**第46条** 署長は、次に掲げる地域に、群馬県警察の組織に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号）第16条の規定により、臨時交番又は臨時警備派出所（以下「臨時交番等」という。）を設置することができる。

(1) 住宅団地等の建設により人口が急増し、将来交番等の設置が予定される地域

(2) 大規模な土木工事等により一時的に人口が増加し、警戒警備が必要と認められる地域

(3) 季節により行楽・観光客が一時的に集中する地域

2 署長は、臨時交番等においては、巡回連絡の勤務方法を定めないのである。

(統合運用)

**第47条** 署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する二つ以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して、特に必要があると認める場合は、当該2以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（以下「ブロック」という。）において、当該2以上の交番又は駐在所の地域警察官

を統合的に運用することができる。

- 2 署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動拠点となる1の交番又は駐在所の地域警察官の中から、当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者（以下「統合運用責任者」という。）を指定するものとする。
- 3 統合運用責任者の指定は、指定書（別記様式第11の4）を交付して行うものとする。

## 第2節 無線自動車の活動

（車長）

**第48条** 各無線自動車の車両ごとに車長を置くものとする。

- 2 第42条第2項の規定は、車長について準用する。この場合において、同項中、「班長」とあるのは「車長」と、「交番等」とあるのは「無線自動車」と読み替えるものとする。
- 3 第42条第3項の規定は、車長の職務について準用する。この場合において、同項中「班長は、所長を補佐し」とあるのは「車長は」と、「交番」とあるのは「無線自動車」と読み替えるものとする。
- 4 車長の指定は、指定書（別記様式第11の5）を交付して行うものとする。

（無線自動車の通常基本勤務）

**第49条** 無線自動車における通常基本勤務は、次の各号に掲げる要領で行うものとする。

- (1) 機動警邏〔ら〕は、管内における事件・事故の発生状況等の実態を踏まえて定める地域又は路線を巡行することにより、機動力を活用しての犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険防止等の活動を行うものとする。
- (2) 待機は、指定された場所において、事件・事故が発生した場合に、直ちに出勤することができる態勢を保持しつつ、無線自動車、無線機器その他の装備資器材の点検整備、書類の作成・整理等に当たるものとする。

（機動警邏〔ら〕要点の指定）

**第50条** 署長は、警察署の管轄区域における無線自動車の機動警邏〔ら〕要点を、第14条に準じて定めるものとする。

（連携運用）

**第51条** 無線自動車の地域警察官は、無線電話を常に傍受し、通信指令課、署通信室等との緊密な連携の下に活動するものとする。

- 2 無線自動車の地域警察官は、交番等との連携を図るため、次の方法により手配その他情報交換を積極的に行うものとする。
  - (1) 交番等への立寄り
  - (2) 警察官立寄所への巡行
  - (3) 警邏〔ら〕箱設置場所への巡行

(4) 夜間等における共同警邏〔ら〕

(5) 事件・事故等の共同処理

(緊急運用)

**第52条** 地域部通信指令課長は、緊急の場合は無線自動車を一元的に運用することができる。

2 前項の運用措置を講じた場合は、その旨を本部長に報告しなければならない。

(応援申請)

**第53条** 署長は、管内の治安情勢により特に必要と認める場合は、無線自動車の応援派遣を本部長に申請することができる。

### 第3節 削除

**第54条から第57条まで** 削除

### 第3章 補則

(休憩)

**第58条** 地域警察官の休憩は、定められた場所において行うものとする。

2 急訴事件、諸願届等は、休憩中であっても直ちに受理し、必要な措置を講じなければならない。

(備付簿冊)

**第59条** 地域警察関係の備付簿冊、諸用紙の様式、取扱い要領等は、この訓令及び群馬県警察の文書管理に関する訓令（平成14年群馬県警察本部訓令甲第6号）に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(本部長への報告)

**第60条** この訓令に定める本部長への報告又は申請（第8条第2項を除く。）は、地域部地域課長を経て行うものとする。

### 附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

（平成6年3月14日本部訓令甲第7号）

この訓令は、平成6年3月18日から施行する。ただし、防犯部自動車警ら隊の廃止に係る改正規定、刑事部暴力団対策課の設置に係る改正規定及び群馬県警察の処務に関する訓令第80条に係る改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

（平成7年3月6日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成7年3月15日から施行する。ただし、生活安全官の職の設置に係る改正規定及び別表の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

（平成9年3月31日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成9年3月19日から施行する。ただし、生活安全部通信指令課の設置に係る改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附 則** (平成 10 年 2 月 27 日本部訓令甲第 2 号)

この訓令は、平成 10 年 3 月 7 日から施行する。〔以下略〕

**附 則** (平成 11 年 3 月 15 日本部訓令甲第 8 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 12 年 1 月 13 日本部訓令甲第 1 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 12 年 3 月 10 日本部訓令甲第 7 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 12 年 3 月 17 日から施行する。〔以下略〕

**附 則** (平成 13 年 3 月 15 日本部訓令甲第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 13 年 3 月 23 日から施行する。ただし、警務部総務課公安委員会室、警務部広報広聴課、生活安全部銃器薬物対策課、生活安全部地域課鉄道警察隊及び刑事部刑事総務課の設置並びに警務部総務課留置管理室、生活安全部保安課、生活安全部銃器対策課、生活安全部鉄道警察隊及び刑事部捜査第一課企画指導室の廃止に係る改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 14 年 3 月 19 日本部訓令甲第 6 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 15 年 3 月 7 日本部訓令甲第 3 号)

この訓令は、平成 15 年 3 月 14 日から施行する。ただし、警務部留置管理課、刑事部刑事企画課、警務部警務課被害者支援室及び刑事部刑事企画課盗犯対策室の設置並びに刑事部刑事総務課及び刑事部刑事総務課被害者支援室の廃止に係る改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 16 年 3 月 12 日本部訓令甲第 8 号)

この訓令は、平成 16 年 3 月 18 日から施行する。ただし、刑事部組織犯罪対策第一課、刑事部組織犯罪対策第二課、生活安全部生活安全企画課街頭犯罪対策室、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課盗犯対策室、刑事部組織犯罪対策第二課暴力団対策室及び刑事部組織犯罪対策第二課銃器薬物対策室の設置並びに生活安全部銃器薬物対策課、刑事部暴力団対策課、刑事部刑事企画課国際捜査室、刑事部刑事企画課盗犯対策室及び刑事部捜査第一課機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 18 年 3 月 10 日本部訓令甲第 5 号)

この訓令は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定、組織犯罪対策統括官、刑事部機動捜査隊、生活安全部生活安全企画課安全安心まちづくり室、

生活安全部地域課地域指導室、生活安全部地域課通信指令室、刑事部捜査第一課国際捜査室及び刑事部捜査第二課広域知能犯捜査室の設置に係る改正規定並びに国際・組織犯罪対策統括官、生活安全部通信指令課、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室及び交通部交通指導課交通反則通告センターの廃止に係る改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 5 月 7 日本部訓令甲第 6 号)

この訓令は、制定の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 19 年 11 月 26 日本部訓令甲第 20 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年 3 月 6 日本部訓令甲第 3 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 14 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 総務企画課業務管理指導室、広報広聴課被害者支援室、会計課装備管理室、教養課術科指導室、刑事企画課国際捜査室及び交通指導課交通捜査室の設置に係る改正規定、警務課被害者支援室、捜査第一課国際捜査室及び交通指導課交通捜査指導室の廃止に係る改正規定並びに犯罪抑止対策実施本部の継続に係る改正規定 平成 20 年 4 月 1 日
- (2) 情報公開指導官の設置に係る改正規定、交通捜査官、地域官、交通官及び交通事故捜査指導官の廃止に係る改正規定並びに少年事件捜査指導官を少年事件指導官に改称する改正規定 平成 20 年 3 月 19 日

**附 則** (平成 21 年 3 月 13 日本部訓令甲第 8 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止（移管を含む。）に係る改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 22 年 3 月 11 日本部訓令甲第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 2 月 28 日本部訓令甲第 2 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成 23 年群馬県公安委員会規則第 1 号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規

定 平成 23 年 3 月 16 日

(2) 略

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

**附 則** (平成 24 年 3 月 9 日本部訓令甲第 3 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 24 年 3 月 15 日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

**附 則** (平成 24 年 7 月 6 日本部訓令甲第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 1 月 29 日本部訓令甲第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 3 月 3 日本部訓令甲第 5 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

**附 則** (平成 27 年 7 月 1 日本部訓令甲第 9 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 3 月 9 日本部訓令甲第 3 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

**附 則** (平成 28 年 3 月 23 日本部訓令甲第 7 号)

この訓令は、制定の日から施行する。

別表及び別記様式省略